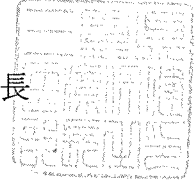


医保第05-6016号
令和7年6月6日

NPO法人グリーンNet
理事長 武藤 安子 様

三重県医療保健部長



動物愛護業務に関する要望書について（回答）

貴団体におかれましては、日頃から動物愛護管理に関する啓発等にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

令和7年3月17日付けで要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 要望1について

本県の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業は、飼い主のいない猫に関するトラブルに対し、地域で対策に取り組む住民を支援する事業であり、地域住民との協働により実施しています。県の事業として行うにあたって、相談のある地域では可能な限り実施できるよう、捕獲器の貸し出し先も含めて、それぞれの地域の実情に応じ対応しています。

令和5年3月31日付医保第05-6053号で回答させていただいたとおり、事業の実施にあたり捕獲器を貸し出す際には、不適切な使用がされないよう、事業の趣旨を説明し、理解が得られた方にのみ貸し出すようにしております。

2 要望2について

依然として、県全体でTNRの要望が多い状態が続いており、捕獲器の貸出しを手術前日に行うことについては、職員の対応や地域で対策に取り組む住民の方の現状を考慮すると、現実的に困難ですが、引き続き、貸し出しの際には猫の定着状況を把握したうえで、できるだけ直前に捕獲するよう説明を行っていきます。

令和5年3月31日付医保第05-6053号で回答させていただいたとおりではありますが、TNRの要望の件数や1回あたりの実施頭数が減少していけば、実施方法の見直しを検討していきます。

3 要望3について

本県では県の事業としてTNRを行うにあたって、地域の実情に応じて、各保健所が地域住民と協働により実施しています。実施地域ごとで実情が異なることから、告知・結果報告については、各地域で保健所が関わり合いながら、必要に応じ実施

しています。しかしながら、県の事業としてのTNRにおいて、周知チラシを作成する場合については今後、管轄保健所の連絡先を記載することとします。

4 要望4について

前述のとおり、本県では県の事業としてTNRを行うにあたって、地域の実情に応じて、各保健所が中心となり支援を行っています。実施地域で実情が異なることから、TNR事業に関する苦情や相談についても、各保健所が必要と判断したものについて作成及び管理を行っています。

5 要望5について

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷事故の発生が指摘されています。

しかしながら、咬傷歴があるからといって、一概に殺処分を行うのではなく、譲渡適性があると判断した個体に関しては、不妊・去勢手術及び疾病等がある場合は必要な処置をおこなうほか、ドッグトレーナーから譲渡後のアフターフォローも含めた継続的なアドバイスを受けることにより行動修正できるよう努めています。

6 要望6について

猫の糞尿苦情について、動物の所有者もしくは占有者は「動物の愛護及び管理に関する法律」第7条第1項のとおり、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならないとされているため、給餌者が猫を所有又は占有している場合は糞尿被害を生じさせないようにする責務があると考えます。

また、所有者や占有者のいない、いわゆる飼い主のいない猫の問題については、苦情主だけでなく、給餌者も含めた地域住民の理解の下で繁殖制限を行い、周辺環境にも配慮した措置を取ることが最善です。県としては引き続き、地域住民に飼い主のいない猫を減少させる取組の支援を行うとともに、その取組について理解を深める啓発を行っていきます。

事務担当
医療保健部食品安全課
生活衛生・動物愛護班
TEL 059-224-2359
FAX 059-224-2344